

名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

#### 名古屋市条例第29号

名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例の一部を改正する  
条例

名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例（平成21年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「240,000 円」を「265,000 円」に改め、同条第 2 号中「206,000 円」を「227,000 円」に改め、同条第 3 号中「202,000 円」を「223,000 円」に改め、同条第 4 号から第 6 号までの規定中「120,000 円」を「140,000 円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例第 2 条の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。